

名古屋市告示第640号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社アンプル 名古屋市天白区天 白町大字平針字黒 石2878番地の2797	オリーブ相談支援 センター 名古屋市天白区荒 池一丁目 201番地 の 1	一般相談支援 特定相談支援	2336400201	令和 6年 6月30日
		障害児相談支 援	2376400202	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課